研修・短期滞在審査担当	研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第十二号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）及び第三十二号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	
永住審査担当	身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、前項第五号、第六号、第八号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）、第十号（特例法第七条第三項の規定に掲げる事務に限る。）、第十二号（オンライン審査担当が分担する事務を除く。）及び第三十二号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	
在留資格取消担当	前項第七号（難民調査第一担当及び難民調査第二担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務並びに外国人の在留資格の取消しに関する第九号及び第三十二号に掲げる事務	
難民調査第一担当及び難民調査第二担当	［略］	
［略］		
実態調査担当	前項第二十九号（在留調査担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	
情報管理担当	前項第三十号（在留調査担当が分担する事務を除く。）及び第三十一号に掲げる事務	
審査管理担当	前項第一号（難民調査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第七号（他の担当が分担する事務を除く。）、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（就労審査第二担当が分担する事務を除く。）、第三十号、第三十一号及び第三十二号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	名古屋出入国在留管理局
在留支援担当	一　前項第十四号及び第十五号に掲げる事務 二　前号に掲げる事務に関する前項第三十二号に掲げる事務	
［略］		

研修・短期滞在審査担当	研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（在留管理情報担当が分担する事務を除く。）、第九号（在留管理情報担当が分担する事務を除く。）、第十二号（在留管理情報担当が分担する事務を除く。）及び第三十二号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	
永住審査担当	身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、前項第五号、第六号、第八号（在留管理情報担当が分担する事務を除く。）、第九号（在留管理情報担当が分担する事務を除く。）、第十号（特例法第七条第三項の規定に掲げる事務に限る。）、第十二号（在留管理情報担当が分担する事務を除く。）及び第三十二号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	
在留資格取消担当	前項第七号（難民調査担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務並びに外国人の在留資格の取消しに関する第九号及び第三十二号に掲げる事務	
難民調査担当	［同上］	
［同上］		
実態調査担当	前項第二十九号に掲げる事務	
情報管理担当	前項第三十号（在留管理情報担当が分担する事務を除く。）及び第三十一号に掲げる事務	
審査管理担当	前項第一号（難民調査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第七号（他の担当が分担する事務を除く。）、第九号（他の担当が分担する事務を除く。）、第十一号（就労審査第二担当が分担する事務を除く。）、第十四号、第十五号、第三十号、第三十一号及び第三十二号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	名古屋出入国在留管理局
［項を加える。］		
［同上］		